

豊明市道ネーミングライツ・パートナー募集要領

1 募集の目的

豊明市（以下「市」という。）では、次に掲げる事項を目的として、豊明市道（以下「市道」という。）に通称名を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を対価を支払って取得することができるネーミングライツ・パートナーを募集します。

- （１）市の新たな財源の確保。
- （２）長期的かつ継続的に安定した財源基盤の確立による市道の適正な維持管理。
- （３）ネーミングライツ・パートナー、地域住民及び市の協力による地域の活性化。

2 事業概要

- （１）通称名が記載された案内標識（以下「案内標識」という。）の新設。（ネーミングライツパートナーは、承認工事を申請し、看板等設置を行うこととします。）
- （２）ネーミングライツパートナーであることを、貴社が管理する媒体（ホームページ、出版物等）で標示することができます。

3 ネーミングライツの対象

- （１）対象 市が認定している全ての市道。（※１）
路線の全区域を対象としますが、市との協議の上、分割して路線の一部を対象とすることもできます。
- （２）契約金額。（※２） １００，０００円以上/年
- （３）契約期間。（※３） ３年以上

※１ 市の政策によりネーミングライツの対象としない市道を除きます。詳細は、豊明市経済建設部土木課（本要領１２参照）までお問合せください。

※2 応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されません。

※3 契約締結日から3年以上とし、契約満了日は3月31日とします。また、応募期間は、審査項目となっているため、審査の際に評価されます。（例：令和5年6月1日（3年契約）契約の場合、最短で同日から令和9年3月31日まで3年10か月の契約となります。）

4 通称名の付与範囲

（1）市道路線の通称名として、企業名、商品名等を冠した名称を付与することができます。

市民に親しまれ、利用者に理解しやすい名称としてください。なお、道路法における路線名の変更は、行うことができません。

（2）企業のロゴのデザインは、ネーミングライツ・パートナーが権利を有する登録商標であるものに限り、使用することができます。ただし使用する企業ロゴ等のデザインについて、道路標識等の誤認させるもの、飲酒運転又は危険運転を推奨又は連想させるもの、蛍光、反射性の塗料等をいたものその他しようする企業ロゴ等のデザインとして不適切であると市が判断した場合は、使用することができません。

（3）名称及び企業ロゴ等については、第三者の知的財産権を侵害するものは使用できません。

（4）後記5の名称看板や市作成印刷物等において、原則として、通称名を表示しますが、必要に応じ、路線名と併記したり、路線名のみを使用する等対応をすることがあります。

（5）市以外の地域を連想させるような名称は、付与することができません。

（6）市道の利用者の混乱を避けるため、契約期間中の名称変更は、原則として行うことができません。

（7）その他不適切な通称名は付与できません。

豊明市有料広告掲載の取り扱いに関する要綱（平成１８年１２月１日施行）第３条に定める内容を付与することができません。

５ ネーミングライツ導入に伴う費用負担

費用負担

区分	負担者
市内の既存の看板から案内標識への変更及び案内標識の新設（案内標識への変更及び案内標識の新設後の維持管理を含む。）（※１）	ネーミングライツ・パートナー（※２）
契約期間終了後の現状回復	ネーミングライツ・パートナー（※２）
契約後に行う市作成印刷物の表示	市

※１ 案内標識の新設については、設置の可否及び案内標識の規格も含めて、ネーミングライツ・パートナーと市との協議により決定します。（看板の破損、汚損による補修等費用が必要になった場合、費用を負担いただき、機能回復する必要があります。）

※２ ネーミングライツに係る契約料の他に別途費用負担が必要です。

６ 地域貢献の提案

パートナーとして、当該道路とその周辺の清掃美化活動など、地域貢献の場として活用する提案も合わせてお願いします。

７ 知的財産権

名称に関する知的財産権は、ネーミングライツ・パートナーに帰属するものとしますが、市が無償で使用することを認めるものとします。

また、本件名称表示に関連して第三者との間で紛争が生じた場合にはネーミングライツ・パートナーが事故の責任と費用において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

8 応募資格

ネーミングライツパートナーになることを希望する法人、その他団体等（個人事業主を含む）を対象とします。ただし、次の（１）から（６）までのいずれかに該当する法人は除きます。

- （１） 国税及び地方税を滞納している法人。
- （２） 募集要領の施工開始の日から審査結果の公表の日までの期間について、本市から指名停止措置を受けているもの。
- （３） 政治活動又は宗教的活動を目的とする法人。
- （４） 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第１１項に規定する接客業務受託営業を営む法人。
- （５） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団、その他これらと同等の責任を有する者として事業活動を支配する法人。
- （６） （１）から（５）までに掲げる法人のほか、市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと市が認める法人。

9 応募の手続

（１） 応募方法

豊明市道ネーミングライツ・パートナー申込書（様式１－１、１－２）に記入し、次のアからカまで掲げる書類を添付の上、提出してください。

ア 誓約書。（様式２）

イ 法人登記事項証明書。（現在事項証明書）

ウ 法人の概要がわかる書類。（様式３）

エ 役員名簿。（役員全員の氏名、フリガナ、生年月日、役職名が記載されたもの。様式４）

オ 申込日直近２年分の納税を証する書類

(ア) 市税務課の発行する全税項目の納税証明書（市税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと）の納税証明書（発効から3ヶ月以内のものに限る）。

(イ) 税務署の発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（発効から3ヶ月以内のものに限る）

カ 印鑑証明書

(2) 提出部数

各1部

(3) 募集期間等

通年募集とします。応募は先着順とします。応募された路線がすでに受付されている場合は応募できません。

(4) 提出先

〒470-1195

愛知県豊明市新田町子持松1番地1

豊明市経済建設部土木課

(5) 留意事項

ア 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

イ 提出書類は返却しません。

ウ 提出書類は関係機関に意見を聴く目的でも使用することがあります。

エ 提出書類は、豊明市情報公開条例（平成13年条例第29号）の規定に基づき公開することがあります。

オ 応募の時点で、この募集要項のすべての記載事項に同意したものとみなします。

10 選定結果の通知及び公表

選定結果は、募集対象路線ごとの応募者に文書で通知します。また決定されたネーミングライツパートナー企業については豊明市の広報媒体を通じて公表します。

1 1 契約料の納付

ネーミングライツ料の支払いは、契約初年分は契約締結後 20 日以内、翌年度以降は 4 月末日までに市が発行する納入通知書により指定金融機関にてお支払いいただきます。

1 2 問合せ先

豊明市 経済建設部 土木課

〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1

電話 0562-92-1116

FAX 0562-92-1141

Mail doboku@city.toyoake.lg.jp

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く

※ 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで